

三次市適応指導教室運営要綱の一部を改正する教育委員会告示
新旧対照表

改 正	現 行
<u>三次市教育支援ルーム運営要綱</u> (趣旨) 第1条 この告示は、不登校児童生徒に対して、<u>安心できる環境の中で基礎的な学習内容や基本的生活習慣、人間関係形成能力を身に付けさせるとともに、自立の心を育てることを目的として設置された教育支援ルームの運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (対象) 第2条 <u>教育支援ルーム</u>は、何らかの理由等により長期不登校の状態にある児童生徒で入室を希望する者のうち、その児童生徒の在籍する学校長(以下「学校長」という。)の要請を受けた児童生徒を対象とする。 (指導時間) 第3条 <u>教育支援ルーム</u>の開設は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 2 略 (指導の方法) 第4条 <u>教育支援ルーム</u>の指導は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>基礎的な学習指導・支援</u> (2) <u>体験活動</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。</u> — — (入室の手続) 第5条 <u>教育支援ルーム</u>の入室手続は、原則として次に掲げるとおり	<u>三次市適応指導教室運営要綱</u> — (趣旨) 第1条 この告示は、不登校児童生徒に対して、<u>学校とは異なった環境の中で、学習や生活の指導を通して子どもの自立を促し、不登校問題の解決を図るため設置された適応指導教室</u> — の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象) 第2条 <u>適応指導教室</u>は、何らかの理由等により長期不登校の状態にある児童生徒で入室を希望する者のうち、その児童生徒の在籍する学校長(以下「学校長」という。)の要請を受けた児童生徒を対象とする。 (指導時間) 第3条 <u>適応指導教室</u>の開設は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 2 略 (指導の方法) 第4条 <u>適応指導教室</u>の指導は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>各教科の学習活動</u> (2) <u>工作、スポーツ等の集団活動</u> (3) <u>児童生徒の興味又は関心に応じた自由学習活動</u> (4) <u>生活、進路等の相談活動</u> (入室の手続) 第5条 <u>適応指導教室</u>の入室手続は、原則として次に掲げるとおり

とする。 (1) 保護者は、<u>教育支援ルーム</u>において、児童生徒とともに青少年指導相談員との相談のうえ、<u>教育支援ルーム入室願</u>（様式第1号）を学校長に提出する。 (2) 学校長は、<u>教育支援ルーム入室申請書</u>（様式第2号）を教育長に提出する。 (3) 略 （退室の手続）	とする。 (1) 保護者は、<u>適応指導教室</u>において、児童生徒とともに青少年指導相談員との相談のうえ、<u>適応指導教室入室願</u>（様式第1号）を学校長に提出する。 (2) 学校長は、<u>適応指導教室入室申請書</u>（様式第2号）を教育長に提出する。 (3) 略 （退室の手続）
<u>第6条 教育支援ルームの退室手続</u>は、原則として次に掲げるとおりとする。 (1) 保護者は、児童生徒とともに青少年指導相談員との相談のうえ、<u>教育支援ルーム退室願</u>（様式第1号）を学校長に提出する。 (2) 学校長は、青少年指導相談員と協議のうえ、児童生徒の状況により退室が適当と判断した場合は、<u>教育支援ルーム退室申請書</u>（様式第2号）を教育長に提出する。 (3) 教育長は、学校長からの申請により、退室を決定し、退室許可書（様式第3号）を交付する。 （学校との連携）	<u>第6条 適応指導教室の退室手続</u>は、原則として次に掲げるとおりとする。 (1) 学校長は、青少年指導相談員と協議のうえ、児童生徒の状況により登校が可能と判断した場合は、<u>児童生徒退室申請書</u>を教育長に提出する。 (2) 教育長は、学校長からの申請に基づき、退室を決定する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ （学校との連携）
<u>第7条 教育支援ルーム</u>に入室している児童生徒の指導、相談及び援助に関する事項の学校との連携の方法は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 （その他）	<u>第7条 適応指導教室</u>に入室している児童生徒の指導、相談及び援助に関する事項の学校との連携の方法は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 （その他）
<u>第8条</u> この告示に定めるもののほか、<u>教育支援ルーム</u>の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	<u>第8条</u> この告示に定めるもののほか、<u>適応指導教室</u>の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。